

青森中央文化専門学校 学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、学校教育法に基づいて、科学的、文化的に服装を研究し、その知識と技能を授けて職業若しくは、实际生活に必要な能力を育成し、教養の向上を図るを以て目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、青森中央文化専門学校という。

(位 置)

第3条 本校の位置は、青森県青森市大字横内字神田12番1に置く。

第2章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日等

(課程、学科、修業年限並びに定員等)

第4条 本校の課程、学科および修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	備考
服飾専門課程	トータルファッション科	2年	20名	40名	昼間

(学年及び学期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 学期は次のとおりとする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(3) 夏期休業日

(4) 冬期休業日

(5) 春期休業日

2. 前項の規定にかかわらず、校長は臨時に休業日を設け、または休業日を変更することができる。

第3章 教育課程、授業時間数及び職員組織

(教育課程及び授業時間数)

第7条 本校の教育課程及び授業時間数は、別表のとおりとする。

(始業及び終業の時刻)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

(1) 始業時刻は8時50分とし、終業時刻は15時10分とする。

(2) 50分を1時間とする。

(3) 授業時間数は5時間として週5日とする。

(職員組織)

第9条 本校に、次の教職員を置く。

(1) 校 長 1名

- (2) 副 校 長 1 名
 - (3) 教 員 3 名以上
 - (4) 講 師 5 名以上
 - (5) 事務職員 1 名
 - (6) 学 校 医 1 名
2. 校長は、校務をつかさどり所属教職員を監督する。

第 4 章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第10条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校・中等教育学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者、
または、文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があ
ると認められた者とする。

(入学時期)

第11条 本校の入学時期は毎年 4 月とする。

(入学手続)

第12条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記
入して、第23条に定める入学検定料を添えて指定する期日までに出席
しなければならない。
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、校長が入学を許可する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、第23条の入学金を添え入学手続きをとら
なければならない。

(編入学)

第13条 本校の 2 年次への編入学志願者に対する取り扱いは、専修学校設置基準第
9 条の規定（他の専修学校における授業科目の履修等）を準用し、既に履修
した授業科目及び時間数の取り扱い並びに編入学後に履修すべき授業科目及
び時間数について、職員会議の議を経て校長が決定する。

- 2. 編入学手続きの取り扱いは第12条及び第23条の規定を準用する。

(休学及び復学)

第14条 病気その他やむを得ない理由により 3 カ月以上修学することができない者
は、医師の診断書又は理由書を付し、保証人連署の上休学願いを提出し、校
長の承認を受けなければならない。

- 2. 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、校長は
休学を命ずることができる。
- 3. 休学の期間は、1 年を超えることができない。ただし、特別な事情ある
場合は、引き続き 1 カ年まで延長することができる。
- 4. 休学の期間は、通算して 2 年を超えることができない。
- 5. 休学した者については次の算定式により算定した授業料を免除する。

$$\text{授業料年額} \times \frac{\text{休学当月の翌月から復学当月の前月までの月数}}{12}$$

1 2

この場合において、休学を許可した期間の最初の日が月の初日である場合には、
「休学当月の翌月」とあるのは、「休学当月」と読み替えるものとする。

教育充実費・施設維持費は、学籍保有中は納付しなければならない。

- 6. 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 7. 前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を得て復学することができる。

(退 学)

第15条 退学しようとする者は、その事由を記し、保証人連署の上願い出て校長の許可を受けなければならない。

(成績評価)

第16条 学業成績の評価はA・B・C・Dの4段階で示されます。A・B・Cは合格、Dは不合格です。

(1) 各科目の評価は、学期末試験・出欠席（出席時間数4／5以上）と平素の成績等授業に関するすべてを総合的に勘案して決定します。

(2) 評価と評点の関係は次のとおりとします。

評価	評点	合 否
A	80～100点	合 格
B	70～79点	
C	60～69点	
D	0～59点	不 合格

(進 級)

第17条 上記の成績評価を基に職員会議の議を経て判定する。

(卒 業)

第18条 第16条の規定により所定の科目に合格し次の条件を充たした者には、職員会議の議を経て校長は、卒業証書を授与する。

2. 卒業基準検定を取得していること。

(称号の授与)

第19条 前条により、服飾専門課程トータルファッション科を修了した者には、専門士（服飾専門課程）の称号を授与する。

(褒 賞)

第20条 成績優秀にして、他の模範となる者は、これを褒賞することがある。

(除 籍)

第21条 次に該当する者は職員会議の議を経て学校長が除籍する。

- (1) 在籍年数4年を超えた者
- (2) 授業料等滞納で督促を受けても納入しない者
- (3) 成業の見込みがない者
- (4) 死亡または行方不明の届出があった者

(懲 戒)

第22条 学生としての本分に反する行為をした者は、懲戒を行う。懲戒の種類は、訓告、停学、退学とする。下記に該当する者には退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者。

第5章 入学金、授業料その他

(入学金及び授業料等)

第23条 本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

課程名	学科名	入学 検定料	入学金	授業料 (年間)	教育 充実費	施設 維持費
服飾専門課程	トータル ファッション科	円 10,000	円 80,000	円 350,000	円 60,000	円 60,000

2. 授業料等は、毎年度所定の期日までに納入しなければならない。

3. 本校において特別の事情があると認められた者は、前項の規定にかかわ

- らず、願い出により分納を認めることがある。
4. 既納の入学検定料、入学金及び授業料等納入金は、理由の如何にかかわらず返還しない。
 5. 退学もしくは転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者または停学中の者は当該年度の授業料等全額を納入しなければならない。

第6章 厚生補導施設

(学生寮)

第24条 本校に学生寮を置く。

2. 学生寮に関し必要な事項は別に定める。

(その他の施設)

第25条 本校に学生及び教職員の厚生のために必要な施設を置く。

2. 前項の施設に関し必要な事項は別に定める。

(健康診断)

第26条 学生の健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第7章 自己点検評価等

(自己点検評価等)

第27条 本校は、教育水準の向上を図り、本校の教育目的及び社会的使命を達成するため、教育活動の状況について自ら点検及び評価（以下、「自己点検評価」という）を行い、その結果を公表するものとする。

2. 本校は、自己点検評価の結果を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下、「学校関係者評価」という）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

3. 前2項に定める自己点検評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第28条 本校は、教育活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

この学則は、昭和63年8月1日から施行する。

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

この学則は、平成2年10月1日から施行する。

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

この学則は、平成7年2月8日から施行する。

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

この学則は、平成19年4月1日から施行する。
この学則は、平成23年4月1日から施行する。
この学則は、平成24年5月9日から施行する。
この学則は、平成25年4月1日から施行する。
この学則は、平成26年4月1日から施行する。
この学則は、平成27年4月1日から施行する。
この学則は、平成30年4月1日から施行する。
この学則は、令和2年4月1日から施行する。
この学則は、令和5年4月1日から施行する。